

認定こども園のぞみ幼稚園 重要事項説明書

(2024年2月1日)

本重要事項説明書は、教育・保育の提供の開始にあたり、あらかじめ教育・保育の内容等に関する事項について説明するものです。

1 施設運営主体

| | |
|-----------|--------------|
| 名 称 | 学校法人サンライズ学園 |
| 所 在 地 | 川越市笠幡2764-1 |
| 電 話 番 号 | 049-234-5686 |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 三上 友通 |

2 利用施設

| | | | | | | | |
|-------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 施 設 の 種 類 | 幼保連携型認定こども園 | | | | | | |
| 施 設 の 名 称 | 認定こども園のぞみ幼稚園 | | | | | | |
| 施 設 の 所 在 地 | 川越市笠幡2764-1 | | | | | | |
| 連 絡 先 | 電話番号 049-234-5686 F A X 049-234-5749 | | | | | | |
| 管 理 者 | 園長 三上 かをり | | | | | | |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前子ども | | | | | | |
| 利 用 定 員 | ク ラ ス | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| | 1 号 | | | | 16人 | 20人 | 20人 |
| | 2号・3号 | 5人 | 9人 | 10人 | 10人 | 11人 | 12人 |
| 認 可 年 月 日 | 2017年3月31日 | | | | | | |
| 事 業 所 番 号 | | | | | | | |

*当園の定員は113名とする。

3 当園の目的・運営方針

認定こども園のぞみ幼稚園(以下「当園」という。)は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第7項に規定する、義務教育及びその後の教育の基礎を養うものとしての子どもに関する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。また、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

◎ 理念

- * 当園に集められているすべての人が、神さまから愛されている存在であることを知る
- * 神さまを愛し、自分とまわりの人々を大切にする
- * 喜び、祈り、感謝する生活を通して、共に生きようとする力を育む

◎ 方針

1. 保育並びに実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、教育及び保育を行うものとする。
2. 当園は、入園するこどもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供しつつ、教育・保育を行うよう努めるものとする。
3. 地域や関係機関の協力、家庭との緊密な連携のもとに幼児の福祉の向上を図る。
4. 職員は、自ら学び自己の向上を目指し、安定と信頼ある教育並びに保育を行うものとする。

◎ 子ども像（目標）

- * 元気な子ども
- * 感謝する子ども
- * 探求する子ども
- * 表現する子ども

◎ 当園の教育・保育内容は下記のとおりです。

- * キリスト教保育：
 - ・聖書を土台とし、子どもたちが神さまに愛されていることに気づき、喜びと感謝をもって園生活ができるよう祈りつつ保育にあたります。
 - ・神さまの愛と恵みの中に、子どもと保育者とが互いに愛し合い、子どもの育ちをともに喜びます。
- * 主体性保育：
 - ・子どもたちが自分で活動を選べるよう、様々な活動のためのコーナー等を設定し、幼児期にふさわしい経験を主体的にできるよう工夫します。
- * 縦割り保育：
 - ・年上の園児の活動により、年下の園児が刺激を受け向上心を持ちます。
 - ・他の子どもたちを助けたり、お世話をすることにより、自分が学習したことをさらに深めます。
 - ・助けてもらった経験により、他の子どもたちを気遣う優しい心が育ちます。
- * 特別活動：
 - ・指先を使っていろいろな活動を通して、脳の働きを促進させます。
 - ・1グループ8名前後で、お料理、お茶、お花、縫物等、実物を使った活動を行い、集中力を養います。

- * 国際交流：
 - ・アメリカとフィリピンに姉妹園があります。
 - ・毎年海外から多くのお客様が来られ、交流があります。
- * 食育：
 - ・敷地内にある畑で野菜などを植え、収穫しそれらを食べ、神さまから与えられている食べ物の大切さを学びます。

◎ 提供する教育・保育内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- 1) 特定教育・保育
- 2) 食事の提供
- 3) 子育て支援事業（子育てに相談、つどいの広場等）
- 4) 一時預かり事業
- 5) バスによる送迎（1号認定の子どものみ利用可）
- 6) その他、教育・保育に係る行事等

4 当園における事業・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|-------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 4,809 m ² |
| | 園庭 | 1,802.76 m ² |
| 園舎 | 構造 | R C造 と 木造 (2棟) |
| | 延べ面積 | 1,151.72 m ² |

(2) 主な設備

乳児室 (45.55 m²)、ほふく室 (75.05 m²)、保育室 (354.99 m²)、遊戯室各1室及び調理設備

5 職員の勤務体制

| 職種 | 職務内容 | 常勤 | 非常勤 |
|--------|-----------------------|----|-----|
| 園長 | 職員及び業務の管理 | 1人 | 人 |
| 教頭 | 園長の補佐、必要に応じて教育、保育 | 1人 | 人 |
| 主管保育教諭 | 保育教諭の総括 | 1人 | 人 |
| 保育教諭 | 教育・保育に従事、保育計画、記録等 | 7人 | 9人 |
| 調理員 | 給食の調理 | 1人 | 2人 |
| 学校医 | 健康保持増進のための保健管理(健康診断等) | 人 | 委託 |
| 学校歯科医 | 健康保持増進のための保健管理(歯科検診) | | 委託 |
| 学校薬剤師 | 保健安全管理、指導 | | 委託 |

当園では、川越市幼保連携型認定こども園の学級、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)に定める基準及び関係法令等を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系 |
|---------|----------------------|
| 園 長 | 正規の勤務時間帯（８：００～１７：００） |
| 保 育 教 諭 | 正規の勤務時間帯（７：００～１９：００） |
| 調 理 員 | 正規の勤務時間帯（７：００～１６：００） |

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

(1) 学期

- 1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- 2) 第2学期 8月1日から 12月31日まで
- 3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(2) 当園の教育・保育を提供する日は下記を除く日となります。

i) 教育標準時間認定に係る休業日（1号認定子ども）

- ア 土曜日、日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 春季休業日 3月21日から4月9日まで
- エ 夏季休業日 7月21日から9月4日まで
- オ 冬季休業日 12月21日から1月9日まで
- カ 創立記念日 4月30日
- キ 願書受付日 11月 1日
- ク 埼玉県民の日 11月14日
- ケ 運動会等行事を休園日に行う場合、振替休日を設ける

ii) 2号認定及び3号認定子ども

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 年末年始 12月29日から1月3日まで

(3) 臨時休園日

- ア 園児が多数伝染病に罹患するか、そのおそれがある場合、または災害その他の事由により、保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで利用乳幼児の登園を禁じ臨時休園することができる。または登園自粛への協力依頼を保護者へ要請することができる。
- イ 前項の規定により休園や登園自粛要請を決定したときは、速やかにその旨を市に通知するものとする。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間（5時間）

9時00分から14時までとする。

なお、上記以外の時間帯において、保護者が必要とする場合は、8時00分から9時00分まで又は14時から18時00分までの範囲内で、預かり保育を提供いたします。

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間（11時間）

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 一日の日程

1号認定利用者

| | |
|---------|------------------------------------|
| 8時 | 延長保育 |
| 9時 | 登園・健康視診 屋内外自由遊び*雨天時は室内のみ |
| 10時 | 朝の集まり(礼拝) |
| 10時30分 | 屋内外自由遊び*雨天時は室内のみ (特別活動を行うこともある) |
| 11時30分 | お弁当 |
| 12時15分 | 自由遊び*雨天時は室内のみ |
| 13時35分 | 帰りの集まり(礼拝) |
| 13時55分 | 降園 |
| 14時～18時 | 延長保育 |

*縦割り自由保育を行なっているので1号認定・2号認定は全園児がお昼まで一緒に活動しています。

2号認定利用者

| | |
|----------|------------------------------------|
| 7時30分 | 保育時間 |
| 8時55分 | 1号認定と合流 |
| 9時 | 屋内外自由遊び*雨天時は室内のみ |
| 10時 | 朝の集まり(礼拝) |
| 10時30分 | 屋内外自由遊び*雨天時は室内のみ (特別活動を行うこともある) |
| 11時30分 | お弁当 |
| 12時30分 | 別棟移動、お昼寝 |
| 18時30分まで | 保育時間 |

3号認定利用者

| | |
|----------|-------|
| 7時30分 | 保育時間 |
| 9時 | 朝の集まり |
| 9時30分 | おやつ |
| 10時 | 保育時間 |
| 11時 | お昼ご飯 |
| 12時 | お昼寝 |
| 18時30分まで | 保育時間 |

(2) 食事の提供

2号認定・3号認定利用者には給食を提供しています。

1号認定利用者は給食を利用することも可能です。

給食費は毎月保育料と一緒に支払いいただきます。(別紙参照)

献立表は毎月別途お知らせします。

食物アレルギー等がある場合には、医師の診断書を提出していただきます。除去食については、ご相談ください。

(3) その他

i) 入園に関して

1. 当園に入園を希望するときは、当園が定める所定の手続きを要する。
2. 1号認定子どもについて、入園希望者の利用定員を上回る場合は、当園が定める次の順で優先順位を決めるものとする。
 - ア. 兄弟が在園している
 - イ. 兄弟が卒園している
 - ウ. 保護者が当園を卒園している
 - エ. その後は先着順
3. 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、川越市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

ii) 退園に関して

1. 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望の1ヶ月前までに園長へ退園届を提出するものとする。

2. 園長は、次のいずれかに該当する場合には、利用乳幼児を退園させることができる。
 - ア. 保護者から退園届が提出された時
 - イ. 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - ウ. 保育料を3ヶ月以上滞納したとき
 - エ. その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
3. 園長は、前項の規定により退園を決定したときは、退園通知書により当該乳幼児の保護者へ通知するものとする。
4. 園長は、前項の規定により当該保護者に退園に係る通知をしたときは、速やかにその旨をその保護者が在住する市に通知するものとする。

iii) 休園

1. 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望する保護者は、園長に申し出るものとする。
2. 園長は、第1項の休園申し出が1ヶ月を超える場合は、速やかにその旨をその保護者が在住する市に通知するものとする。

iv) 卒園

当園は、利用幼児が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

v) 利用者負担その他の費用の種類

1. 園長は、特定教育・保育を提供した際は、特定教育・保育に係る保育料は在住する市から受けるものとする。(保護者の保育料負担は無し) 別表 1～7 参照
2. 園長は、園児が在住する市より特定教育・保育に係る教育・保育給付費を法定代理受領する。
3. 園長は、前2項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における^{べんぎ}便宜に要する費用のうち、別表1に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
4. 園長は、一時預かり、時間外保育等を利用する保護者から費用(利用料)の支払いを受けるものとする。ただし、一定の条件を満たす場合在住する市より還付される。

vi) 保健・予防

当園は、保健衛生管理を次のように実施する。

- 1) 園児の成育歴・既往歴・健康状態・家庭状況等の把握
- 2) 園児の身長・体重の測定
- 3) 園内の感染予防
- 4) 学校医による検診
- 5) 学校歯科医による検診
- 6) 園舎内外の清掃・消毒
- 7) 職員の健康診断

vii) 緊急時における対応方法

1. 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに委託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
2. 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子どもの保護者、川崎市等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

viii) 安全・非常災害対策

1. 職員は、施設、遊具、火気等に注意し、その安全を確保し、事故を未然に防止することに努めるとともに、消防・防災・不審者侵入等に関する避難訓練並びに交通訓練を計画し実施しなければならない。
2. 安全管理のため各種自主点検表を作成し、安全管理に努めるものとする。
3. 消防計画書等を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め消火訓練及び避難訓練は年2回以上、総合避難訓練・通報訓練は年1回以上実施するものとする。
4. 非常災害に備えて、非常用具持ち出し訓練、並びに非常食の備蓄を行うものとする。
5. 子どもに対する教育・保育により発生した事故に賠償責任が生じた時は、損害賠償に対応するものとする。

ix) 園児送迎

1. 1号認定子どもに限り園児バスでの送迎を行うものとする。
2. バスでの送迎は有償とし、原則1年間変えることが出来ない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

x) 虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

xi) 苦情等の解決について

当園では、利用者及び地域からの苦情に対応するため、園の定める苦情処理マニュアルに従って、苦情処理窓口を設置するとともに、提起された苦情の内容を利用者に公開する。

xii) 秘密の保持について

当園の職員は、園の定める個人情報保護方針に従い、利用者の同意を得ることなく、利用者が提供した情報、職務において知り得た情報を施設外の者に漏えいしてはならない。

xiii) 個人情報使用に関すること

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

使用する目的

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の幼稚園・保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

xiv) 関係者評価及び自己評価について

当園では、利用者の安心と園の質の向上を図るため毎年1回以上、関係者及び職員による施設評価を行い、職員の自己評価を実施して職員の質の向上を図るものとする。

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る保育料の保護者負担はありません。

i) 1号認定利用者

入園時にかかる料金

| | |
|----------|----------------------|
| 教育環境費 | 20,000 円 |
| 入園手続き手数料 | 3,000 円 |
| 教材費 | 13,500 円程度 ※実費(別表参照) |

月額保育料

| | |
|-----------|---|
| 基本料金 | 保育料の保護者負担はありません。 |
| 給食費(利用者) | 月 5,000 円×12ヶ月 (この金額は教育日数日(1日保育日)で食べる給食を月額にしたものです。) ※夏休み等の長期休みは、別途追加料金が必要です。 (主食代 1,500 円、副食代 3,500 円、計 5,000 円) |
| 教育環境維持費 | 月 3,000 円 |
| バス協力費 | 月 5,000 円 (バス利用者のみ) ※2人目以降は 2,500 円 |
| 一時預かり | 教育標準時間以外に利用した場合、翌月に保育料と一緒に引き落とさせていただきます。土曜日お休み ※利用料金は別表参照 |
| 長期休暇中の預かり | 夏・冬・春休みに行う一時預かりは、別途費用が掛かります。 土曜日はお休みです。 ※利用料金は別表参照 |
| 卒園準備積立金 | 1,000 円/月 ※年長時のみ |
| 記念アルバム | 4,500 円程度/年 ※2月ごろ集金 |

(一定の条件を満たした場合、預かり保育にかかった費用が在住する市より還付されます。)

ii) 2号、3号認定利用者

入園時にかかる料金

| | |
|----------|----------------------|
| 教育環境費 | 20,000 円 |
| 入園手続き手数料 | 3,000 円 |
| 教材費 | 15,700 円程度 ※実費(別表参照) |

月額保育料

| | |
|----------|--|
| 基本料金 | 2号認定の保育料の保護者負担はありません。 3号認定の保育料は、収入に応じて在住する市が決定します。 |
| 給食費(利用者) | 2号認定の給食費は主食代月 3,500 円、副食代 4,000 円です。また土曜日も利用する場合は、1食/1人 350 円です。 3号認定の主食代は満3歳になった次の月から 1000 円、土曜日も利用する場合は 1食/1人 350 円になります。 |
| 教育環境維持費 | 月 3,000 円 |
| 卒園準備積立金 | 1,000 円/月 ※年長時のみ |
| 記念アルバム | 4,500 円程度/年 ※2月ごろ集金、3歳児以上 |

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (2) 保護者から当園の利用について取り消しの申し出があったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 学校医等

当園は、以下の医療機関と契約を締結しています。

(1) 学校医

| | |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人社団 誠弘会 池袋病院 |
| 医院長名 | 池袋賢一 |
| 所在地 | 350-1175 埼玉県川越市笠幡3724-6 |
| 電話番号 | 049-231-1552 |

(2) 学校歯科医

| | |
|---------|-------------------------|
| 医療機関の名称 | もぎデンタルクリニック |
| 医院長名 | 茂木世紀 |
| 所在地 | 350-0209 埼玉県坂戸市塚越1241-2 |
| 電話番号 | 049-280-3003 |

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|-------------|--|-------------------|
| ご利用相談 窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者 三上 かをり ・ご利用時間 8：30～18：30 ・電話番号 049-234-5686 F A X 049-234-5749 <p>担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。</p> | |
| 解決責任者 | 三上 友通 理事長 | |
| 第三者委員 | 伊東徳衛 | 電話番号 049-234-5114 |
| | | のぞみ幼稚園理事 |
| | 松浦哲也 | 電話番号 049-271-9911 |
| | | サンライズのぞみ教会協力牧師 |

13 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 防火管理者名 | 三上友通 |
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応します。 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練を実施します。 |

14 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|-------------------------|
| 保険の種類 | 全日私幼連保険制度(JK 保険) |
| 保険の内容 | 加入園賠償責任保険 対児 1,000 万円 |
| 保険金額 | 3 歳以上 190 円、3 歳未満 270 円 |

15 当園におけるその他の留意事項

| | |
|----------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

別表

1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

【1号認定・2号認定利用者】

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|----------|----------------------------|--|
| 物品購入費 | はさみ | 1個 450円 |
| | 自由画帳 | 1冊 300円 |
| | 名札 | 1個 350円 |
| | クレヨン | 1個 700円 |
| | おたよりバサミ | 1個 350円 |
| | スモック | 1着 3,500円 |
| | カラーキャップ | 1個 650円 |
| | 絵の具 | 1個 750円 |
| | マーカー | 1個 1,300円 |
| | 防災頭巾 | 1個 2,900円 |
| | 出席ノート | 1冊 400円 |
| | 出席シール | 1セット 300円 |
| | お道具ケース | 1個 650円 |
| | のり | 1個 250円 |
| | ねんど | 1個 350円 |
| ペーパーホルダー | 1個 800円 | |
| 行事参加費 | 遠足代 | 実費（1,000円程度） |
| | お泊り保育費用 | 実費（1,000円程度） |
| 給食費 | 主食費（1号認定利用者） （2号認定利用者） | 月額 5,000円 (内副食費 3,500円) 月額 7,500円 (内副食費 4,000円) |
| 通園費 | 通園バス代 (2号認定はバス利用できません。) | 月額 5,000円 (2人目以降は 2,500円) |

【3号認定利用者】

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|-------|-----------------|---|
| 物品購入費 | はさみ | 1個 450円 |
| | 自由画帳 | 1冊 300円 |
| | 名札 | 1個 350円 |
| | クレヨン | 1個 700円 |
| | ねんど | 1個 350円 |
| | のり | 1個 250円 |
| | カラーキャップ | 1個 1200円(0歳児用) 650円(1歳児以上) (日よけ付きキャップ 1,050円) |
| | ねんどケース | 1個 360円 |
| | 作品ホルダー | 1個 800円 |
| | 道具箱 | 1個 650円 |
| | シール帳+シール | 1セット 700円 |
| | シート2枚(1歳児以上) | 2枚 4,000円 |
| | 連絡帳 | 1冊 200円 |
| 行事参加費 | 遠足代 | 実費(1,000円程度) |

実費としている項目については、徴収の都度金額の詳細を通知します。括弧内の金額は昨年度の実績を参考に記載したものです。(※金額の変動は年度ごとにある可能性があります。)

2 こひつじ(一時預かり)に係る利用者負担(在園児) 【1、2号認定】

- ◆一時預かりの利用料は、「入会金」と「預かり保育料」がかかります。
- ◆保育料は、時間帯によって変わります。「年間契約」の場合は「日別」の金額とは異なります。

➤ 入会金

- 2,000円(入園前から「こひつじ」を利用されていた場合、改めて入会金をお支払いいただく必要はありません。)

- 一時預かり保育料(日別) ※当日申し込みの場合 200円増し、当日キャンセルは、申し込み日額の半額がかかります。

| 時間 | 金額(通常) | 備考 |
|------------------------|----------|-----------------|
| a.11:15~14:15 | 600円(日額) | 1号認定半日保育 |
| b.14:15~18:00 | 800円(日額) | 1号認定 |
| c.8:00~9:00(7:30~8:30) | 300円(日額) | 1号、カッコ内は2号認定短時間 |
| d.16:30~18:00 | 400円(日額) | 2号認定短時間 |

*申し込みが前日であっても、17時以降や休日の場合は当日扱いとなります。また、電話での申し込みをされた際は、必ず申請書(手元がない場合は直筆のメモ等)を当日園の方へ提出してください。

*お迎えが遅れた場合、15分につき1,000円超過料金が発生します。

*長期休園(夏季・冬季・春季)中のこひつじは、別紙を参照下さい。

➤ 一時預かり保育料(年間契約)

| 時間 | 金額(通常) | 備考 |
|------------------------|----------|------------------------|
| b.14:15~18:00 | 8,000円/月 | 8,000×12(1号認定) |
| c.8:00~9:00(7:30~8:30) | 2,000円/月 | 2,000×12(1号認定、2号認定短時間) |
| d.16:30~18:00 | 3,000円/月 | 3,000×12(2号認定・短時間) |

*1号認定年間契約の場合月8,000円 x 12ヶ月(幼稚園の開園日で午後18時まで、夏休み等は含まれておりません。)

*年間契約は4月中に決定する必要があります。

こひつじ(一時預かり)にかかるお金について 【3号短時間認定】

- ◆一時預かりの利用料は、「入会金」と「預かり保育料」がかかります。
- ◆保育料は、時間帯によって変わります。また、「年間契約」の場合は「日別」の金額とは異なります。

➤ 入会金

2,000円(入園前から「こひつじ」を利用されていた場合、改めて入会金をお支払いいただく必要はありません。)

- 預かり保育料(日別) ※当日申し込みの場合 200 円増し、当日のキャンセルは、申し込み日額の半額がかかります。

| 時間 | 金額(通常) | 備考 |
|-----------------|-----------|-----------|
| c-3.7:30～8:30 | 500 円(日額) | 3 号認定・短時間 |
| d-3.16:30～18:00 | 800 円(日額) | 3 号認定・短時間 |

*申し込みが前日であっても、17 時以降や休日の場合は当日扱いとなります。

*お迎えが遅れた場合、15 分につき 1,000 円超過料金が発生します。

- 預かり保育料(年間契約)

| 時間 | 金額(通常) | 備考 |
|------------------|-----------|----------------------|
| c-3.7:30～8:30 | 4,000 円/月 | 4,000×12 (3 号認定・短時間) |
| d-3. 16:30～18:00 | 5,000 円/月 | 5,000×12 (3 号認定・短時間) |

*年間契約は 4 月中に決定する必要があります。

らみい(一時預かり)にかかるお金について 【入園前・ご兄弟等】

- ◆ 一時預かりの利用料は、「入会金」と「預かり保育料」がかかります。(受け入れ可能な場合のみ)
- ◆ 保育料は、時間帯によって変わります。また、「年間契約」の場合は「日別」の金額とは異なります。

- 入会金

5,000 円(プリスクールホープ入会済みの方は、3,000 円)

- 預かり保育料(日別) ※当日受付は 300 円増し (下記料金は 2 歳児のみ) 当日のキャンセルは、申し込み日額の半額がかかります。

| 時間 | 金額(通常) | 備考 |
|---------------|-------------|----------------------|
| a.9:00～11:15 | 3,000 円(日額) | |
| b.11:15～14:15 | 4,000 円(日額) | ホープから続いている場合 3,000 円 |
| c.9:00～14:15 | 6,000 円(日額) | |
| d.14:15～18:00 | 4,000 円(日額) | |
| e.11:15～18:00 | 6,000 円(日額) | |
| f.9:00～18:00 | 7,000 円(日額) | |

*前日であっても、17 時以降や休日の場合は当日扱いとなります。

*お迎えが遅れた場合、15 分につき 500 円超過料金が発生します。

*2 歳以下は 1,000 円増し/日

➤ 預かり保育料(年間契約) 1歳児は10,000円増し/月、0歳児は20,000円増し/月

| 時間 | 金額(通常) | 備考 |
|---------------|--------------|----------------|
| a.09:00～11:15 | 25,000円(1ヶ月) | |
| b.11:15～14:15 | 30,000円(1ヶ月) | |
| c.09:00～16:00 | 42,000円(1ヶ月) | |
| d.08:00～09:00 | +4,000円(1ヶ月) | 2歳児以下は6,000円/月 |
| e.16:00～18:00 | +5,000円(1ヶ月) | 2歳児以下は7,000円/月 |

(注) お迎え時間の遅延について：

15分につき500円の超過料金が発生します。

また、18時30分以降の遅延は15分につき1,000円の超過料金となります。

ホープ(2歳時クラス)にかかるお金について

- ◆ ホープの利用料は、「入会金」と「月会費」がかかります。
- ◆ ホープは子育て支援事業の一つとして行っています。

➤ 入会金

| | |
|-----|---------------|
| 入会金 | 3,000円(保険料など) |
|-----|---------------|

➤ 月会費

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 月会費 | 4,000円(おやつ、教材費含む、年額4,000×12=48,000円) |
|-----|--------------------------------------|

※年額を均等割りしています。(8月は、ホープはありませんが、利用料をお支払いいただきます。)

※ 上記の費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

同意欄

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：認定こども園のぞみ幼稚園
説明者職名：園長 氏名 三上かをり

私は、本書面に基づいて貴園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

児童から見た続柄：

保護者氏名： 印

----- 切り取り線 -----

(園へ提出用)

同意欄

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：認定こども園のぞみ幼稚園
説明者職名：園長 氏名 三上かをり

私は、本書面に基づいて貴園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

児童から見た続柄：

保護者氏名： 印